

独立行政法人大学入試センター図書室規則

平成23年7月28日
規則第34号

改正 平成25年2月27日規則第1号

改正 平成29年3月31日規則第4号

改正 令和2年3月31日規則第95号

独立行政法人大学入試センター図書室規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の図書室の運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 図書室は、大学の入学者選抜に関する業務等を行うために必要な資料を収集及び管理し、センターの職員等の利用に供することを目的とする。

(図書室委員会)

第3条 図書室に関する重要事項を審議するため、図書室委員会を置く。

2 図書室委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 研究開発部長
- 二 試験企画部長
- 三 試験企画課長
- 四 その他理事長が必要と認める者

第4条 図書室委員会に委員長を置き、理事長が指名する。

2 委員長は、図書室委員会を招集し、その議長となる。

第5条 図書室委員会の庶務は、試験企画課において処理する。

(図書室の利用)

第6条 図書室の利用について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、図書室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成25年2月27日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。